

にいはま 農業委員会だより

—第47号—

令和6年12月1日

編集・発行

新居浜市農業委員会

新居浜市一宮町1-5-1

電話 0897-65-1313(直通)

印刷 (株) ハラプレックス



<主な内容>

- ◎ 会長あいさつ・委員紹介 2 P
- ◎ 農地パトロールについて 3 P
- ◎ 農地の適正管理について 3 P
- ◎ 農地の権利移動について 4 P
- ◎ 農用地利用集積等促進計画について 4 P
- ◎ 農地転用許可制度について 5 P
- ◎ 農地の相続について 6 P
- ◎ 産直市に出荷してみませんか 6 P
- ◎ 地産地消協力店について 7 P
- ◎ 農業者年金について 8 P
- ◎ 総会開催日及び締切日について 8 P

農業委員会総会開催日及び総会上程
案件の申請締切日については、
8ページに掲載しておりますので、
ご確認ください。

全国農業新聞のお知らせ

「農地を守り担い手を応援する専門紙」
農業経営、くらしに役立つ情報満載

発行日 毎週金曜日

購読料 月額700円(税込)

購読のお申込みは農業委員会事務局まで

第25期 農業委員会委員紹介

会長あいさつ



会長
藤田 幸正

第二十五期農業委員会が、令和五年七月二十日に発足し、約一年半が経過しました。農業委員、農地利用最適化推進委員が力を合わせ、農地パトロールなどで地域の農地や農業者の実態を把握し、農地の利用の最適化を推進しております。

本年も夏場には連日猛暑が続き、地球温暖化の影響が年々感じられ、天候次第といった農業の厳しさを痛感すると共に、事前に農業者自身ができる対策の重要さと安定した食料供給の大切さを感じております。

新居浜市の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農地の荒廃、さらには有害鳥獣被害の拡大等、大変厳しい状況にあります。関係機関・団体と情報を共有し、地域の皆様の声を聴き、農業情勢の変化や農家の方々の思いを的確に捉えながら活動してまいります。

引き続きご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	住所
1	矢野 一臣	庄内町一丁目
2	近藤 孝志	高田二丁目
3	加藤 宏司	宇高町五丁目
4	永易 博隆	松神子二丁目
5	小野 義尚	落神町
6	井下 八郎	荷内町
7	神野 伸二	船木
8	神野 明仁	船木
9	近藤 美喜男	下泉町一丁目
10	千葉 英明	宮原町
11	土岐 秀男	横水町
12	飯尾 博光	萩生
13	高橋 秀実	萩生
14	神野 鉄治	大生院

4月5日より、会長代理に伊藤繁次郎委員、農地利用最適化推進委員に千葉英明委員が、就任いたしました。



農地利用最適化推進委員
千葉 英明



会長代理
伊藤 繁次郎

農業委員

議席	氏名	住所
1	岡田 悅明	新須賀町一丁目
2	安藤 育雄	沢津町二丁目
3	藤田 幸正	垣生六丁目
4	塙見 敏夫	郷三丁目
5	村上 壽一	又野二丁目
6	横井 直次	多喜浜一丁目
7	寺尾 俊行	阿島三丁目
8	星加 誠	船木
9	藤田 隆	船木
10	田村 伊佐雄	西喜光地町
11	田坂 健次	光明寺一丁目
13	小野 春雄	角野新田町二丁目
14	伊藤 繁次郎	中村一丁目
15	真鍋 篤俊	萩生
16	土岐 典子	大生院
17	渡邊 勝俊	大生院
18	石川 千壽子	阿島二丁目
19	山口 三七夫	桜木町

農業に関するお困りごとがありましたら、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にお声かけください！



農地パトロールを実施しました



農地パトロール（利用状況調査）は、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区的農業委員・農地利用最適化推進委員・農林水産課職員・農業委員会事務局職員で行っています。

農地パトロールの実施は、農地法第三十条で定められており、年に一度行われます。

また、遊休農地となってしまった耕作地の所有者・耕作者の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力をお願いします。



農地パトロール集計結果（令和6年10月31日時点）

遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合 (%)
筆数	面積 (m ²)	
1,317	839,825.32	6.52

定期的な草刈りを行うなど
農地の適正な管理を
お願いします！

農地の適正管理について

耕作を放棄
されている
農地



- ・雑草の繁茂など近隣農地の経営に迷惑をかける
- ・有害鳥獣の住処や通り道になる
- ・病害虫の発生
- ・ごみの不法投棄
- ・火災の原因になる など

周辺に悪影響を
及ぼします



《農地法第2条の2》

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない。

～草刈りなどを自分でできない場合は、シルバー人材センターまたはJAえひめ未来をご利用ください。（有料）～

▶耕作放棄地解消促進事業にかかる大型トラクターなどの利用について

大型トラクターは、JA各支所の共同機械で耕起などが困難な耕作放棄地で利用可能です。

なお、面積や形状、進入路がない場所などにより利用できない場合があります。

（ほ場の端から50cmほどは刈り取りができません）

❖ お問合せ JAえひめ未来 新居浜経済センター ☎ 41-5701



▶シルバー人材センター

耕作放棄地などを刈払い機を使用して除草します。
現場の状況によっては、利用できない場合があります。

❖ お問合せ
新居浜市シルバー人材センター ☎ 33-2400

令和6年8月から9月までの間、農地パトロールを実施しました

農地の権利移動について

農地法第3条により、農地を耕作目的で売買・贈与・貸借等を行う際には、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意ください。

★農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

農地法第3条の主な許可基準

- ①機械の保有状況や労働力、技術力からみて申請を行う農地を含め、所有している農地又は借りている農地のすべてを効率的に耕作できると認められること。（全部効率利用要件）
- ②法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。（農地所有適格法人要件）
- ③申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。（農作業常時従事要件）
- ④今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）

※農地法の一部改正により、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。
これに伴い、面積に関わらず農地の権利取得等が可能になりました。
ただし、下限面積以外の要件についてはこれまでと同様です。
①の全部効率利用要件は、違反転用や耕作放棄地があれば認められません。



権利移動の許可制度は、不耕作目的や資産保有等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できるようにすることを目的としており、農業委員会で許可申請書を受理したのち、総会審議・決定します。



農用地利用集積等促進計画について

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市が定める「農用地利用集積計画」（利用権設定）と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、「農用地利用集積等促進計画」（農地中間管理事業での貸借）に一本化されました。

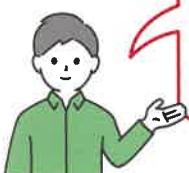


そこで、農地の貸借方法は、「農用地利用集積等促進計画」「農地法第3条」の2通りとなります。

ただし、経過措置により令和7年2月17日受付（農業委員会3月総会受付分）までは、今までの利用権設定での貸借も可能ですが、2月18日からは2者間による利用権設定はできなくなります。
また、設定中の利用権設定は期間満了日まで有効です。

農地の貸借契約を解約するときは、農業委員会にご相談ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知を農業委員会に提出する必要があります。



農業委員会のホームページでは、農地法の手続きに必要な書類をダウンロードすることができます。



農地転用許可制度について

新居浜市においては平成16年に市街化区域と市街化調整区域との区別、いわゆる線引きが廃止されたため、農地を農地外の用途へ転用する場合、農業委員会を経由して愛媛県知事の許可を受ける必要があります。

＜農地転用の種別＞

農地転用には次の2通りがあります。

- ①農地法第4条：農地の所有者が行う転用
- ②農地法第5条：売買等農地の権利移動を伴う転用



＜農地転用の許可基準＞

農地転用における許可基準は次のとおりです。具体的な内容は農業委員会までお問い合わせください。

- ①立地基準：農地を営農条件及び市街地化の状況等から見て、5種類に区分し可否を判断します。
- ②一般基準：申請目的実現の確実性、被害防除措置等について適当であるかを判断します。

なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しがない場合は、農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。

違反転用に対する処分について

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復等の命令、罰則の適用を受けることもあります。

▶農業委員会総会審議状況

	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農用地利用集積計画	
	農地の賃貸借・売買等		自己所有地を転用する場合		権利を設定・移動して転用する場合		認定農業者等への賃貸借等	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
令和3年	45	61,124.00	10	4,177.58	191	163,500.83	87	130,647.23
令和4年	29	47,353.29	11	4,554.00	183	155,818.21	91	129,612.71
令和5年	50	44,122.00	10	5,913.84	138	120,368.09	118	182,090.07

※ 農地法に基づく申請書等の作成を行政書士以外の人が、業として代行することは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。

ご相談がありましたら、新居浜市農業委員会（☎ 65-1313）までお問い合わせください。

農地を相続したら届出が必要です

「法務局での相続登記」の後「農業委員会への相続届出」の手続きが必要です。

農業委員会への届出は、「相続を知った時点からおおむね10か月以内」となっているので早めに手続きしましょう。

相続登記が義務化になりました

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、**相続登記の申請が令和6年4月から義務化**になりました。

義務化の施行日前に発生した相続についても相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（施行日から3年間の猶予期間があります。）

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



小作権の相続も忘れずに

小作権（賃借権）が設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、小作権（賃借権）についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。

相続された方は、農地台帳の名義を変えるために農業委員会に届出を提出してください。

野菜を育てて産直市に出荷してみませんか？

<野菜を作り、販売するまでの流れ>

- ① 居住区の直売所で、会員登録をする
- ② 野菜を栽培し、売れるものを個別に包装する
- ③ 直売所に出荷（陳列）する
⇒ 売れたものから手数料など経費を差し引いた額が収入となる



<野菜づくりを応援していきます>

- ★ 定期的な「野菜栽培講習会」を開催し、技術と知識を学べる場を設けます。
- ★ 安定した経営のための各種個別相談にも応じます。
- ★ 農地の有効活用による、新居浜市の「地産地消型都市近郊農業」を発展させていきます。

詳しくは、以下までお問い合わせください。

- | | |
|---------------------|--|
| ○直売所登録・出荷販売などに関すること | J Aえひめ未来 直販店舗課（四季菜広場）
(☎31-0181) |
| ○栽培技術・病害虫防除などに関すること | 東予地方局農業振興課（地域農業育成室）
(☎0898-68-6812) |

新居浜市地産地消協力店を紹介します

地産地消協力店とは？

新居浜市産の農畜産物、水産物及びそれらを使用した加工品を一定量取り扱う直売所、量販店、小売店、料理飲食店、宿泊施設、観光施設、食品加工製造業者等を地産地消協力店として市長が認定し、市ホームページや市政だよりで広報する等の支援を行い、新居浜市産品の生産拡大と消費拡大を図っています。

地産地消協力店はいくつあるの？

令和6年10月末時点で次の5事業所11店舗等が認定を受けています。

なお、販売品目は、時期により異なる場合があります。

新居浜市の地産地消を推進する標語
「いただきます！」今日もおいしい 新居浜産



新居浜市地産地消推進マスコットキャラクター
「はまっこ新鮮組」

No	名称	所在地	新居浜市産品・加工品販売品目
1	えひめ未来農業協同組合 あかがね市 四季菜広場	新居浜市田所町3番63号	米、玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等
2	えひめ未来農業協同組合 コーパ山根内 あかがね市	新居浜市西連寺町二丁目6番30号	玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等
3	えひめ未来農業協同組合 コーパ金子内 あかがね市	新居浜市一宮町二丁目6番59号	玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等
4	えひめ未来農業協同組合 コーパ神郷内 あかがね市	新居浜市松神子一丁目1番33号	玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等
5	えひめ未来農業協同組合 けんモール新居浜内 あかがね市	新居浜市前田町8番8号	玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等
6	株式会社七福芋本舗	新居浜市久保田町三丁目9番27号	七福芋、七福芋ペースト・ダイス、 七福芋焼酎等
7	株式会社ヤナギダ アンティークカフェ	新居浜市萩生699番地の1	白いもワッフル
8	近藤酒造株式会社	新居浜市新須賀町一丁目11番46号	華姫桜 純米酒、群青 純米酒・ 本醸造酒、ひめさくらの梅酒等
9	社会福祉法人花咲会 どんでんどん	新居浜市下泉町二丁目7番25号	どんでんどん弁当
10	えひめ未来農業協同組合 フジ本郷店内 あかがね市	新居浜市本郷一丁目2番41号	米、玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等
11	えひめ未来農業協同組合 ファミリーマート垣生店内 あかがね市	新居浜市垣生二丁目12番31号	米、玉ねぎ、人参、じゃがいも、 サツマイモ、トマト、きゅうり等

地産地消協力店になるには？

毎年度、9月末日までに申請書を提出し、審査を経て、基準を満たすと認められたときは、協力店として認定されます。様式や認定基準は、新居浜市農林水産課ホームページでダウンロードすることができます。

新居浜市農林水産課（☎65-1262）



新居浜市農林水産課
ホームページ

農業者年金について

しっかり積立て 安心で豊かな老後を！

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

※令和4年5月より60~65歳の方も、国民年金に任意加入していれば加入できます。

◎保険料は、いつでも変更できます。

月々2万円~6万7千円まで

◎政策支援(保険料の国庫補助)

が受けられます。

例:認定農業者等で青色申告者で

35歳未満の人は10,000円(5割)補助

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎支払った保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。



詳しくは、
農業者年金基金ホームページをご覧ください。

加入手続きについては、

J Aえひめ未来 普及課（☎37-1003）または、
新居浜市農業委員会（☎65-1313）までお問い合わせください。



令和7年総会開催日及び締切日について

総会開催	締切日
1月総会（1月6日開催）	12月16日（月）
2月総会（2月5日開催）	1月15日（水）
3月総会（3月3日開催）	2月17日（月）
4月総会（4月7日開催）	3月17日（月）
5月総会（5月7日開催）	4月15日（火）
6月総会（6月5日開催）	5月15日（木）
7月総会（7月7日開催）	6月16日（月）
8月総会（8月5日開催）	7月15日（火）
9月総会（9月5日開催）	8月11日（月）
10月総会（10月6日開催）	9月16日（火）
11月総会（11月5日開催）	10月10日（金）
12月総会（11月21日開催）	11月6日（木）

締切日は、
お願いします。**厳守**を

